

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 都市計画部住環境課管理担当

問合せ先 03 - 5803 - 1374

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	空家等利活用事業補助金									
根 拠 規 定 等	文京区空家等利活用事業実施要綱、文京区空家等利活用事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	31	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	5年	終了予定年月		
見 直 し 年 月	令和	6	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	1年			
見 直 し の 内 容	協力団体の名称変更、空家物件調査報酬額の変更									
予 算 科 目	款	項		目		大 事 業		中 事 業		計画事業番号
	7都市整備費	1都市整備費		4住宅対策費		6空家等対策関係事業		1空家等対策事業		186
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☒ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	空家等を、営利を目的としない集会・交流施設、体験・学習施設、その他地域の活性化に資する施設として利用する者が、改修工事を行う場合に係る費用を補助することで、空家等の利活用を促進する。						
補 助 事 業 等 の 内 容	区が実施する空家等利活用事業により区内の空家を利活用する者のうち、その利用用途が営利を目的としない集会・交流施設、体験・学習施設、その他地域の活性化に資する施設であり、利用に当たって空家の改修工事を行う場合、改修に係る費用を上限200万円まで助成する。						
補 助 対 象 経 費 の 内 容	地域活性化施設への改修に要する工事費、設計費及び工事監理費(消費税を除く)						
補 助 事 業 者 等	☒ 区民 ☒ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☒ その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 文京区内に存する空家等の所有者等						
補 助 金 の 算 出	☒ 定率 [補助率 10/10(上限あり)] ☐ 定額 [補助額]						
	☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☒ その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 1件あたり、200万円を上限とする。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公 募 の 状 況	ホームページ、区報、ポスター、ちらしにより事業を周知している。						
実績報告書時における 使 途 の 確 認 方 法	☒ 領収書 ☒ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 [対象物件の施工前、施工後の写真]						
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☐ 区単独 ☒ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	負担割合 上乗せの内容・理由	区 55/200	国 45/100	都 55/200	補助対象者	

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	0	0	0	1
決算(予算)額	0	0	0	2,000
国庫支出金	0	0	0	900
都支出金	0	0	0	550
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	550
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	△	事業開始以降実績が無い状況である
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	△	事業開始以降実績が無い状況である
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	△	事業開始以降実績が無い状況である
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	空家の利用希望者からの問い合わせはあり、内容も多様であるため、空家利用について需要があることが認められる。
課題	空家の所有者からの登録の申込みがないため、利用希望者に提示できる情報がない。
今後の方向性	ホームページ、区報、ちらし、ポスター等を活用するとともに、空家セミナー開催時の事業周知、相談があった空家の所有者への通知にちらしを同封する等、事業を普及させるべく、広く周知を図っていく。